

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

規 則

号 外 (一) 平 成 三 十 年 五 月 一 日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三を第二十八条の四とし、第二十八条の二の次に次の一条を加える。

第二十八条の三 本庁に担当主幹若干名を置く。

2 前項に規定する担当主幹は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成三十年五月一日

平成三十年五月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社